



令和8年8月20日 須賀川市記者会見

- 1 令和8年7月30日に発生した突風による被害状況について
- 2 令和8年9月 須賀川市議会定例会提出案件について
- 3 水道料金等の改定について
- 4 公共施設の計画に関する住民説明会の開催について
- 5 中学校休日の部活動地域展開の開始について
- 6 その他



1 令和8年7月30日に発生した突風による被害状況について



1 被害の全体概要

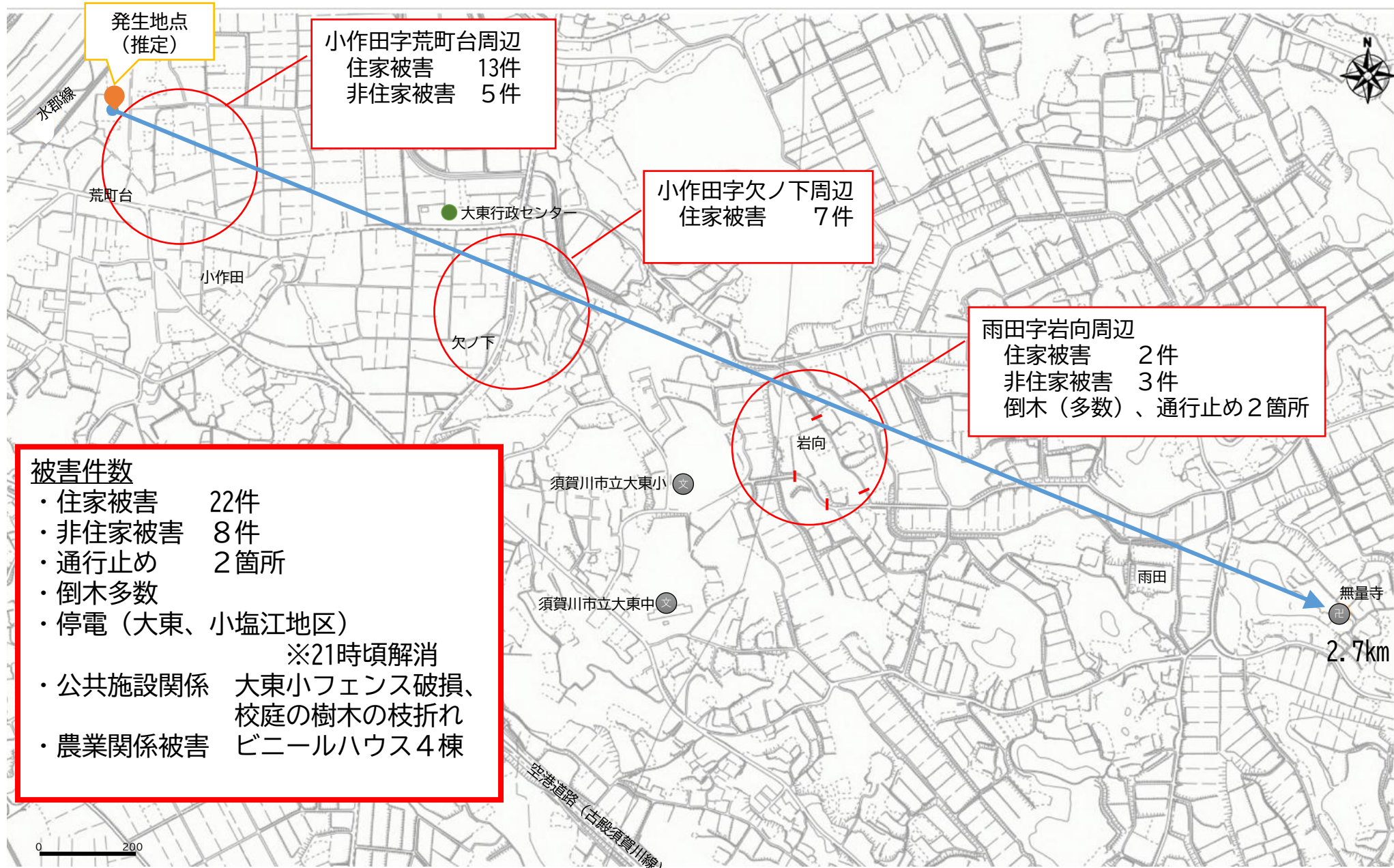
突風による被害区域(推移ルート)は、「小作田・雨田地内」の直線距離で約2.7kmにわたると推定され、住家・非住家の損壊、道路の通行止め、停電などの被害が発生しました。

2 被害状況

地域	住家被害	非住家被害 (作業所・物置等)	その他・被害状況
小作田字荒町台周辺	13件	5件	カーポート、車両被害あり
小作田字欠ノ下周辺	7件		カーポート
雨田字岩向 周辺	2件	3件	倒木多数、通行止め 2箇所
全体	22件	8件	

- ▶停電 大東地域および小塩江地域を中心に停電が発生(発生当日の21時頃にすべて解消(復旧))
- ▶農業関係 ビニールハウスなどの農業用施設や農作物への被害が発生
- ▶公共施設 大東小学校のフェンス破損、校庭樹木の倒木

令和8年7月30日発生 小作田・雨田地内 突風の被害状況



令和8年7月30日に福島県須賀川市で発生した突風について
～気象庁機動調査班による現地調査の報告～

7月30日17時40分頃、福島県須賀川市（すかがわし）小作田（こさくだ）から雨田（あめだ）にかけて発生した突風の種類は、竜巻の可能性が高いと判断しました。その強さは風速約40m/sと推定され、日本版改良藤田スケールでJEF1に該当します。

7月30日17時40分頃、福島県須賀川市小作田から雨田にかけて突風が発生し、住家の屋根のトタンの飛散、樹木の幹折れなどの被害がありました。

7月31日に福島地方気象台は、突風をもたらした現象を明らかにするため職員を気象庁機動調査班（JMA-MOT）として派遣し、現地調査を実施しました。調査結果は以下のとおりです。

1. 突風をもたらした現象の種類

この突風をもたらした現象は、竜巻の可能性が高いと判断した。

（根拠）

- ・突風発生時に活発な積乱雲が付近を通過中であった。
- ・被害や痕跡は帯状に分布していた。
- ・被害や痕跡から推定した風向は不規則であり、様々な方向がみられた。
- ・突風はごく短時間（1分程度）であったという証言が複数得られた。
- ・竜巻に特徴的なゴーという音が移動したという証言が複数得られた。

2. 突風の強さの評定

この突風の強さは、風速約40m/sと推定され、日本版改良藤田スケールでJEF1に該当する。

（根拠）

- ・住家の屋根のトタンの飛散、樹木の幹折れ

※この資料は、速報として取り急ぎまとめたものですので、後日内容の一部訂正や追加をすることがあります。

問合せ先：福島地方気象台 担当：調査官（桜井） 電話024-534-0321

日本版改良藤田スケールにおける
階級と風速の関係

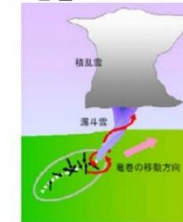
別紙

階級	風速 (3秒平均)	主な被害の状況(参考)
JEF0	25～38 m/s	・物置が横転する。 ・自動販売機が横転する。 ・樹木の枝が折れる。
JEF1	39～52 m/s	・木造の住宅の粘土瓦が比較的広い範囲で浮き上がり又ははく離する。 ・軽自動車や普通自動車が横転する。 ・針葉樹の幹が折損する。
JEF2	53～66 m/s	・木造の住宅の小屋組(屋根の骨組み)が損壊又は飛散する。 ・ワンボックスの普通自動車や大型自動車が横転する。 ・鉄筋コンクリート製の電柱が折損する。 ・墓石が転倒する。 ・広葉樹の幹が折損する。
JEF3	67～80 m/s	・木造の住宅が倒壊する。 ・アスファルトがはく離・飛散する。
JEF4	81～94 m/s	・工場や倉庫の大規模な底(ひさし)の屋根ふき材がはく離又は脱落する。
JEF5	95 m/s～	・低層鉄骨系プレハブ住宅が著しく変形又は倒壊する。

突風をもたらす気象現象

突風は、主に台風や前線などに伴う発達した積乱雲から発生する一時的に強く吹く風であり、家屋の損壊などの大きな被害をもたらすことがあります。

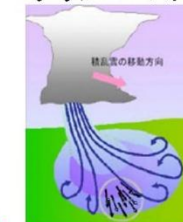
竜巻



竜巻は、突風をもたらす代表的な現象です。激しい渦巻でろうと状や柱状の雲を伴います。被害域は帯状となることが多く、ゴーというジェット機のような轟音がすることがあります。

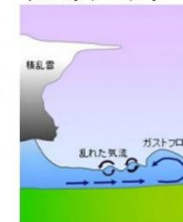
突風をもたらす現象には、他にも以下のようなものがあります。

ダウンバースト



積乱雲から吹き下ろす気流が地表に衝突して周囲に吹き出す激しい気流です。被害域は面的に広がります。強雨やひょうを伴うことが多いです。

ガストフロント



積乱雲の下に溜まった冷気が周囲に流れ出し、周囲の空気との間に作る境界です。水平の広がりは竜巻やダウンバーストより大きく、数十km以上に達することもあります。

須賀川市



SUKAGAWA CITY



須賀川市



SUKAGAWA CITY



須賀川市



SUKAGAWA CITY

質疑応答



SUKAGAWA CITY



須賀川市



SUKAGAWA CITY



須賀川市



SUKAGAWA CITY



須賀川市

単行議案 8件

(教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて ほか)

予算議案 3件

(令和8年度須賀川市一般会計補正予算(第2号) ほか)

決算議案 3件

(令和7年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について ほか)

報 告 4件

(専決処分の報告について ほか)

2 令和8年9月 須賀川市議会定例会提出案件について



単行議案 8件

議案番号	件名（担当課）	主な内容		施行期日等
第82号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて（人事課）	1 委員 2 任期	海村 真治 令和8年10月1日～令和12年9月30日 （4年間）	
第83号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて（総務課）	1 委員 2 任期	安藤 秀和 令和8年10月1日～令和11年9月30日 （3年間）	
第84号	人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて（生活環境課）	1 委員 2 任期	鈴木 裕也 三島木 修 令和9年1月1日～令和11年12月31日 （3年間）	

2 令和8年9月 須賀川市議会定例会提出案件について



議案番号	件名（担当課）	主な内容	施行期日等
第85号	須賀川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（生活環境課）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、引用条項の整理を行う。	公布の日
第86号	市道路線の認定及び廃止について（道路河川課）	市内古屋敷地内の河川整備及び市内前田川地内の圃場整備に伴い、市道路線の認定及び廃止を行う。	

2 令和8年9月 須賀川市議会定例会提出案件について



議案番号	件名（担当課）	主な内容	施行期日等
第87号	須賀川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（こども課）	国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、満3歳以上限定小規模保育事業の運営等に関する規定や、児童対象性暴力等の防止に関する規定の整備等を行う。	公布の日から施行し、一部は令和8年12月25日に施行
第88号	須賀川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（こども課）	国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、満3歳以上限定小規模保育事業の運営等に関する規定の整備等を行う。	公布の日
第89号	須賀川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（こども課）	国の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童対象性暴力等の防止に関する規定の整備を行う。	令和8年12月25日

2 令和8年9月 須賀川市議会定例会提出案件について



予算議案 3件

議案番号	件名（担当課）
第90号	令和8年度須賀川市一般会計補正予算(第2号)（財政課）
第91号	令和8年度須賀川市市営墓地事業特別会計補正予算(第1号)（財政課）
第92号	令和8年度須賀川市介護保険特別会計補正予算(第1号)（財政課）

議案第90号から議案第92号 9月補正予算の概要について

(単位:千円)

区分 会計名		補正前の額	補正額	補正後の額	前年度同期比 (前年度同期額)	当初予算比 (当初予算額)
一般会計		34,700,291	444,165	35,144,456	△ 2.8% (36,172,077)	1.4% (34,660,000)
特別会計	市営墓地事業	31,503	42,460	73,963	235.8% (22,024)	134.8% (31,503)
	介護保険	7,882,822	217,204	8,100,026	7.7% (7,523,392)	2.8% (7,882,822)



2 令和8年9月 須賀川市議会定例会提出案件について

令和8年度須賀川市一般会計補正予算(第2号)

物価高騰対応重点支援事業 35,336千円

【概要】

長期化するエネルギーや食料品価格等の物価高騰による影響を受ける保護者に対し、国の「令和8年度補正予算」に基づき、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、中学校給食食材費を追加で支援します。

対 象 者	市内の中学校、及び義務教育学校後期課程生徒の保護者
支援内容	一人当たり19,000円を追加で支援
支給方法	学校等に対して、生徒数に応じた支援金を支給
そ の 他	小学校は、令和8年度は、無償化しています。

2 令和8年9月 須賀川市議会定例会提出案件について

令和8年度須賀川市一般会計補正予算(第2号)

児童クラブ館管理運営事業 2,848千円

【概要】

- 事業目的 ぼたん児童クラブ館分館の高学年児童（4～6年生）の安全確保
及び保護者の負担軽減を図る。
- 事業内容 ぼたん児童クラブ館分館を廃止し、第三小学校の校舎内へ移転する
ため、校舎の一部を改修する。
- 移転予定日 令和9年4月1日

2 令和8年9月 須賀川市議会定例会提出案件について



決算議案 3件

議案番号	件名（担当課）	主な内容	施行期日等
第93号	令和7年度須賀川市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について（財政課）	令和7年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。	
第94号	令和7年度須賀川市水道事業会計決算の認定について（財政課）	令和7年度水道事業会計決算について、議会の認定を求める。	
第95号	令和7年度須賀川市下水道事業会計決算の認定について（財政課）	令和7年度下水道事業会計決算について、議会の認定を求める。	

2 令和8年9月 須賀川市議会定例会提出案件について



報告 4件

報告番号	件名	主な内容（担当課）
第15号	専決処分の報告について （総務課）	専決第9号 損害賠償の額の決定及び和解について（生活環境課）
		専決第10号 損害賠償の額の決定及び和解について（道路河川課）
		専決第11号 損害賠償の額の決定及び和解について（道路河川課）
		専決第12号 損害賠償の額の決定及び和解について（税務収納課）

2 令和8年9月 須賀川市議会定例会提出案件について



報告番号	件名（担当課）	主な内容
第16号	令和7年度須賀川市一般会計予算継続費の精算報告について（財政課）	令和7年度をもって継続年度が終了した自治体情報システム標準化事業の実績額等について、議会に報告する。
第17号	令和7年度須賀川市水道事業会計予算継続費の精算報告について（財政課）	令和7年度をもって継続年度が終了した西川浄水場非常用発電設備外更新事業の実績額等について、議会に報告する。
第18号	令和7年度須賀川市健全化判断比率及び資金不足比率について（財政課）	令和7年度の健全化判断比率及び資金不足比率について、議会に報告する。

須賀川市



SUKAGAWA CITY



須賀川市



SUKAGAWA CITY



須賀川市



SUKAGAWA CITY



SUKAGAWA CITY

質 疑 応 答



須賀川市



SUKAGAWA CITY



須賀川市



SUKAGAWA CITY



須賀川市

3 水道料金等の改定について



【概要】

人口減少による収入の減少や施設の老朽化による更新費用の増加、物価の高騰などにより水道事業の経営環境はより厳しさを増しています。

これからも、老朽化が進む施設の更新や維持管理を行いながら、安全で安心な水を安定してお届けするため、水道料金、水道加入金及び各種手数料を改定します。

【改定の内容】

1 水道料金について

より公平性を確保した料金体系にし、これから必要となる経費を確保できるよう、水道料金を以下のとおり改定します。

- (1)基本料金を「用途別」から「口径別」へ
- (2)従量料金を統一
- (3)基本水量を廃止

2 水道加入金、各種手数料について

水道加入金と各種手数料を、現在の物価や人件費を反映した料金に改定します。

【施行日】

令和8年10月1日

3 水道料金等の改定について

1 水道料金について

水道料金(2か月)

新料金表

(税込)

メーター 口径	基本 料金	従量料金(1m ³ あたり)	
		1～20m ³	21m ³ ～
13mm	3,344円	33円	330円
20mm	3,696円		
25mm	5,324円		
30mm	5,940円		
40mm	6,952円		
50mm	9,130円		
75mm	14,278円		
100mm	21,252円		
100mm超	管理者が定める額		

料金の計算方法

水道料金は、基本料金＋従量料金([単価×使用水量]の合計)で求めることができます。

口径20ミリ、2か月で使用量34m³の場合

① 基本料金 3,696円

② 従量料金 5,280円

1～20m³ 単価33円×20m³= 660円

21～34m³ 単価330円×14m³=4,620円

5,280円

水道料金合計(①+②)

8,976円

※下水道使用料は別途かかります。

改定の適用時期

令和8年10月使用分から新料金が適用されます。新料金での請求は、使用期間のすべてが10月1日以降となる、偶数月検針の方は令和9年1月請求分から、奇数月検針の方は令和9年2月請求分からです。

3 水道料金等の改定について



2 水道加入金及び各種手数料について

水道加入金

新料金表 (税込)

メーター口径	新料金
13mm	90,200円
20mm	195,800円
25mm	338,800円
30mm	452,100円
40mm	904,200円
50mm	1,356,300円
75mm	2,939,200円
100mm	4,973,100円
100mm超	管理者が定める額

設計審査手数料

新料金表 (1申請につき)

工事の種別	手数料の種別基準	
	水栓数5栓未満の場合	左記以外の場合
新設工事	2,850円	5,700円
改造工事	2,850円	5,700円
撤去工事	無料	無料

工事検査手数料

新料金表 (1申請につき)

工事の種別	手数料の種別基準	
	水栓数5栓未満の場合	左記以外の場合
新設工事	3,800円	3,800円
改造工事	3,800円	3,800円
撤去工事	無料	無料

各種証明書手数料

新手数料 400円

※水道加入金、設計審査手数料、工事検査手数料は、申請書の収受が10月1日以降のものに適用されます。

須賀川市



SUKAGAWA CITY



須賀川市



SUKAGAWA CITY



須賀川市



SUKAGAWA CITY



SUKAGAWA CITY

質 疑 応 答



須賀川市



SUKAGAWA CITY



須賀川市



SUKAGAWA CITY



須賀川市

4 公共施設の計画に関する住民説明会の開催

第2次公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定

【現行計画】

公共施設等総合管理計画

計画期間:10年間(平成29年度～令和8年度)

公共施設等個別施設計画

計画期間:6年間(令和3年度～令和8年度)



【次期計画】

第2次公共施設等総合管理計画

第2次計画期間:10年間(令和9年度～令和18年度)

第2次公共施設等個別施設計画

第2次計画期間:10年間(令和9年度～令和18年度)

【策定の目的】

- ①公共施設等の老朽化が進み、多額の更新費用が必要
- ②人口減少、少子高齢化の進展により、税収の減少、扶助費の増加



公共施設等の効率的な管理及び有効活用による全体最適化を図ることで、真に必要とされる公共サービスの提供を維持・確保するため。

住民説明会の開催

【開催目的】

本市の現状、課題解決のための再編方針について、市民と共有を図るとともに、意見を伺いながら、公共施設マネジメントを推進すること。

【実施内容】

- 公共施設等の現状の見える化
- 公共施設等の持続可能な再編案の共有
- 公共施設等に関する対話の時間の確保

【周知方法】

広報すかがわ、市公式HP・LINE等で周知。

【開催日程・場所】 ※事前申込は不要です。お住まいの地域に限らず、ご都合の良い会場へぜひお越しください。

	日程	時間	開催地域	会場
第1回	10月7日（水）	15:00～16:30	須賀川	須賀川市役所
第2回	10月8日（木）	19:00～20:30	浜田	東行政センター・コミュニティセンター
第3回	10月10日（土）	14:00～15:30	須賀川	須賀川市役所
第4回	10月13日（火）	19:00～20:30	稲田	稲田行政センター・コミュニティセンター
第5回	10月14日（水）	19:00～20:30	西袋	西袋行政センター・コミュニティセンター
第6回	10月15日（木）	19:00～20:30	大東	大東行政センター・コミュニティセンター
第7回	10月19日（月）	19:00～20:30	小塩江	小塩江行政センター・コミュニティセンター
第8回	10月20日（火）	19:00～20:30	仁井田	仁井田行政センター・コミュニティセンター
第9回	10月21日（水）	19:00～20:30	長沼	長沼行政センター・コミュニティセンター
第10回	10月22日（木）	19:00～20:30	岩瀬	岩瀬行政センター・コミュニティセンター



須賀川市



SUKAGAWA CITY



須賀川市



SUKAGAWA CITY



須賀川市



SUKAGAWA CITY

質疑応答

SUKAGAWA CITY



須賀川市



SUKAGAWA CITY



須賀川市



SUKAGAWA CITY



須賀川市

5 「中学校休日の部活動地域展開」を開始

～生徒の多様な活動機会の確保を目指して～

1 概要

- ・令和8年9月から、中学校休日の部活動の地域展開を段階的に開始します。
- ・活動の基本的な考え方や運営方法について、ガイドラインを策定しました。
- ・地域クラブ活動は、学校・地域・保護者・指導者が連携し、生徒の成長を地域全体で支える取組です。

2 現在の募集

- ・認定地域クラブ
- ・認定指導者
- ・地域クラブ活動に参加する生徒

3 市からのお願い

- ・地域団体の皆様へ 認定地域クラブとして本事業への参画をお願いします。
- ・指導者の皆様へ 経験や知識を生かし、生徒一人ひとりの成長を支える指導をお願いします。
- ・保護者の皆様へ 生徒の送迎など、本事業へのご理解とご協力をお願いします。
- ・生徒の皆さんへ 積極的に参加し、新たな仲間との出会いや様々な経験を通して成長してください。

須賀川市



SUKAGAWA CITY



須賀川市



SUKAGAWA CITY



須賀川市



SUKAGAWA CITY



SUKAGAWA CITY

質疑応答



須賀川市



SUKAGAWA CITY



須賀川市



SUKAGAWA CITY



須賀川市

須賀川市



SUKAGAWA CITY



須賀川市



SUKAGAWA CITY



須賀川市



SUKAGAWA CITY

6 その他



SUKAGAWA CITY



須賀川市



SUKAGAWA CITY



須賀川市



SUKAGAWA CITY



須賀川市